

様式第2　復興整備計画（本体）

陸前高田市　復興整備計画
(第6回変更)

陸前高田市・岩手県

平成25年4月25日
(平成25年7月29日：様式第9の追加)

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）
陸前高田市の一一部（別添復興整備事業総括図のとおり）
2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）
<p>① 災害に強い安全なまち 防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の整備を促進するとともに、防災計画の再整備、救援・救護体制の整備など、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進める。</p> <p>② 快適で魅力のあるまち 津波に強い防潮堤等の整備を前提に、防災性や利便性を考慮した土地利用の創出、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを進める。</p> <p>③ 市民の暮らしが安定したまち 公営住宅、学校、病院等の医療施設、スポーツ施設、文化施設等の公共施設の再建をはじめ、教育、保健、医療、介護・福祉サービス、市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしを再興する。</p> <p>④ 活力あふれるまち 農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造等の地場産業、宿泊施設や道の駅等の観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の早期復興とともに、食関連産業等の新規企業立地や集積を推進する。</p> <p>⑤ 環境にやさしいまち 太陽光など、大規模災害における活用や地球環境にやさしいエネルギーの活用を推進しながら、環境未来都市の創造に取り組む。</p> <p>⑥ 協働で築くまち 地域のコミュニティを再生し、市民・事業者・市の役割分担のもと、地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働のまちづくりを推進する。</p>
3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）
<p>(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 「災害に強い地域づくり」の観点から、気仙川右岸の今泉地区においては西側丘陵地を、左岸の高田地区においては概ね一般県道陸前高田停車場線以北を市街地ゾーン、住宅等高台ゾーンとし、農地については農地として活用し、以南の浸水地区の低地部は、産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして土地利用の再編を図る。また、長部、米崎、小友、広田、下矢作、竹駒の浸水地区については、地域住民の意向を考慮し農業や水産業用地等として土地利用の再編を図る。 地震による地盤の沈下、津波による浸水といった各種被害によって土地利用の状況が大きく変化したこと等に伴い利用可能な土地が限定されているが、農用地、保安林等を極力回避して事業用地を選定する。</p> <p>(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 高田地区は、土地区画整理事業 ((1)-B) 及び津波復興拠点整備事業 ((6)-A、(6)-B) により高台に住宅、公共施設用地などを確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に、旧市街地の中央部から北側丘陵部にかけて嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。</p> <p>② 高田地区の新市街地以南の低地部は、非居住系の産業ゾーン、公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。</p> <p>③ 気仙川右岸の今泉地区は、土地区画整理事業 ((1)-A) により高台に住宅地などの用地を確保するとともに、海岸保全施設や河口水門等の整備に応じて、津波の浸水を免れるように高さを確保することを基本に西側丘陵地よりに嵩上げを行い、コンパクトな新市街地を形成する。</p> <p>④ 今泉地区の新市街地東側の低地部は、住民意向に基づき非居住系の公園ゾーン、農地ゾーンとして再整備を図る。</p> <p>⑤ 長部地区、米崎地区、小友地区、広田地区、下矢作、竹駒地区においては、海岸よりの低地部は農業や漁業関連施設、美しい集落景観形成等を図る土地利用を行い、高台部は集団移転促進事業 ((4)-A、(4)-B、(4)-C、(4)-D、(4)-E) により安全な住宅地などの用地を確保する。</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）		
事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	(1)－A	事業の名称：今泉地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成29年度 種類：土地区画整理事業
	(1)－B	事業の名称：高田地区土地区画整理事業 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	(4)－A	事業の名称：集団移転促進事業（長部地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－B	事業の名称：集団移転促進事業（米崎地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－C	事業の名称：集団移転促進事業（小友地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－D	事業の名称：集団移転促進事業（広田地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度
	(4)－E	事業の名称：集団移転促進事業（矢作・竹駒・高田・今泉地区（うち下矢作地区、館地区、下沢地区）） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度

(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	(6)－A	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田東地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
	(6)－B	事業の名称：津波復興拠点整備事業（高田西地区） 実施主体：陸前高田市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成26年度
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業		

5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）

平成23年度～平成29年度

6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整 理 番 号	事 業 区 分	図 面 記 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1	津波復興拠点整備事業 (高田西地区)	(6) - B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	9(8.58)	
			地域森林計画区域	変更	—	8.58	
2	今泉地区土地区画整理事業	(1) - A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	27(26.50)	
			地域森林計画区域	変更	—	26.50	
3	高田地区土地区画整理事業	(1) - B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	9(8.73)	
			地域森林計画区域	変更	—	8.73	
4	集団移転促進事業（長部地区）	(4) - A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(4.02)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.02	
5	津波復興拠点整備事業 (高田東地区)	(6) - A	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	4(3.93)	
			地域森林計画区域	変更	—	3.93	
6	集団移転促進事業（米崎地区）	(4) - B	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5(4.97)	
			地域森林計画区域	変更	—	4.97	
7	集団移転促進事業（小友地区）	(4) - C	保安林	解除	—	0.1628	
8	集団移転促進事業（広田地区）	(4) - D	土地利用基本計画の森林地域	変更	—	5(5.42)	
			地域森林計画区域	変更	—	5.42	

(注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。

2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。

3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。

4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。

5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理番号	事業区分	図面記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場整備法	港湾法
			第4条第1項 ・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項 ・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業 (今泉地区)	(1)-A	○ —	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	市街地開発事業 (高田地区)	(1)-B	○ ○ (高田③地区) ○ (高田②地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	集団移転促進事業 (長部地区)	(4)-A	○ ○ (双六地区) ○ (要谷地区) ○ (双六第2地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	集団移転促進事業 (米崎地区)	(4)-B	○ ○ (堂の前地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	集団移転促進事業 (小友地区)	(4)-C	○ ○ (茂里花地区) ○ (両替地区、只出地区) ○ (新田地区) ○ (三日市地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

6	集団移転促進事業（広田地区）	(4)-D	<input type="radio"/>	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			<input type="radio"/> <u>(久保地区)</u>									
			<input type="radio"/> (六ヶ浦地区)									
			<input type="radio"/> (中沢地区)									
7	集団移転促進事業（矢作・竹駒・高田・今泉地区）	(4)-E	<input type="radio"/> (下矢作地区、館地区、下沢地区)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			—									

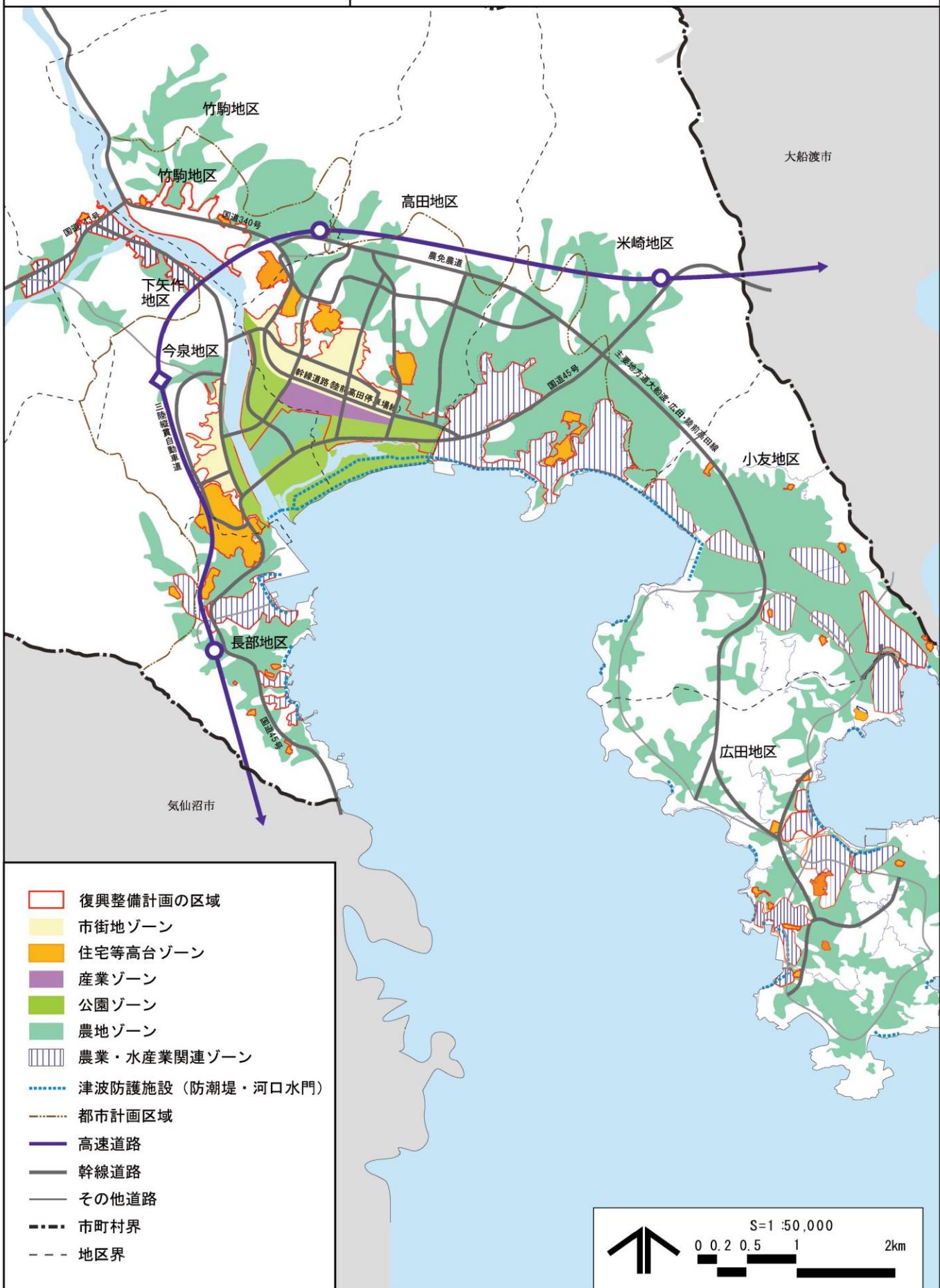
(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。

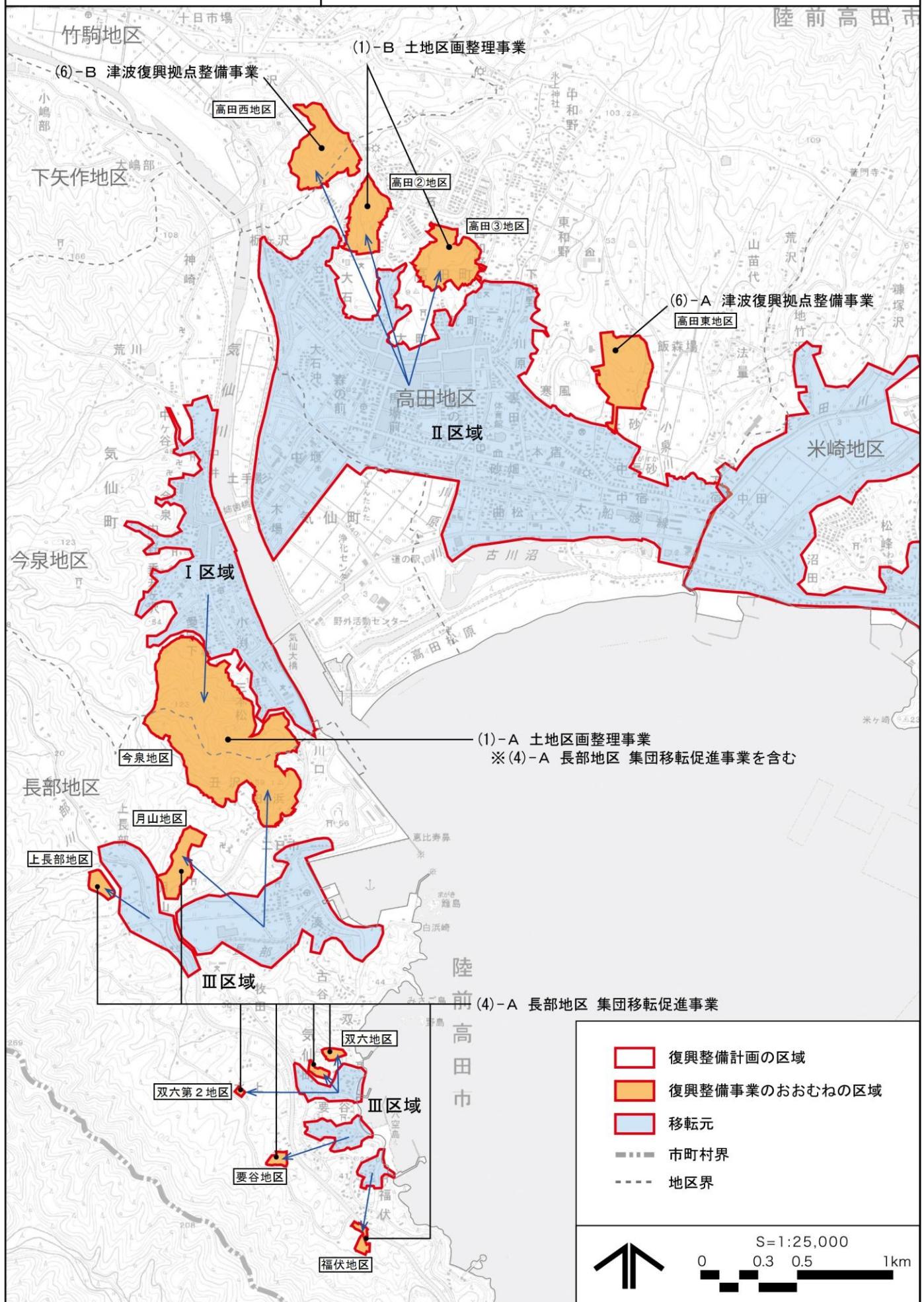
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。

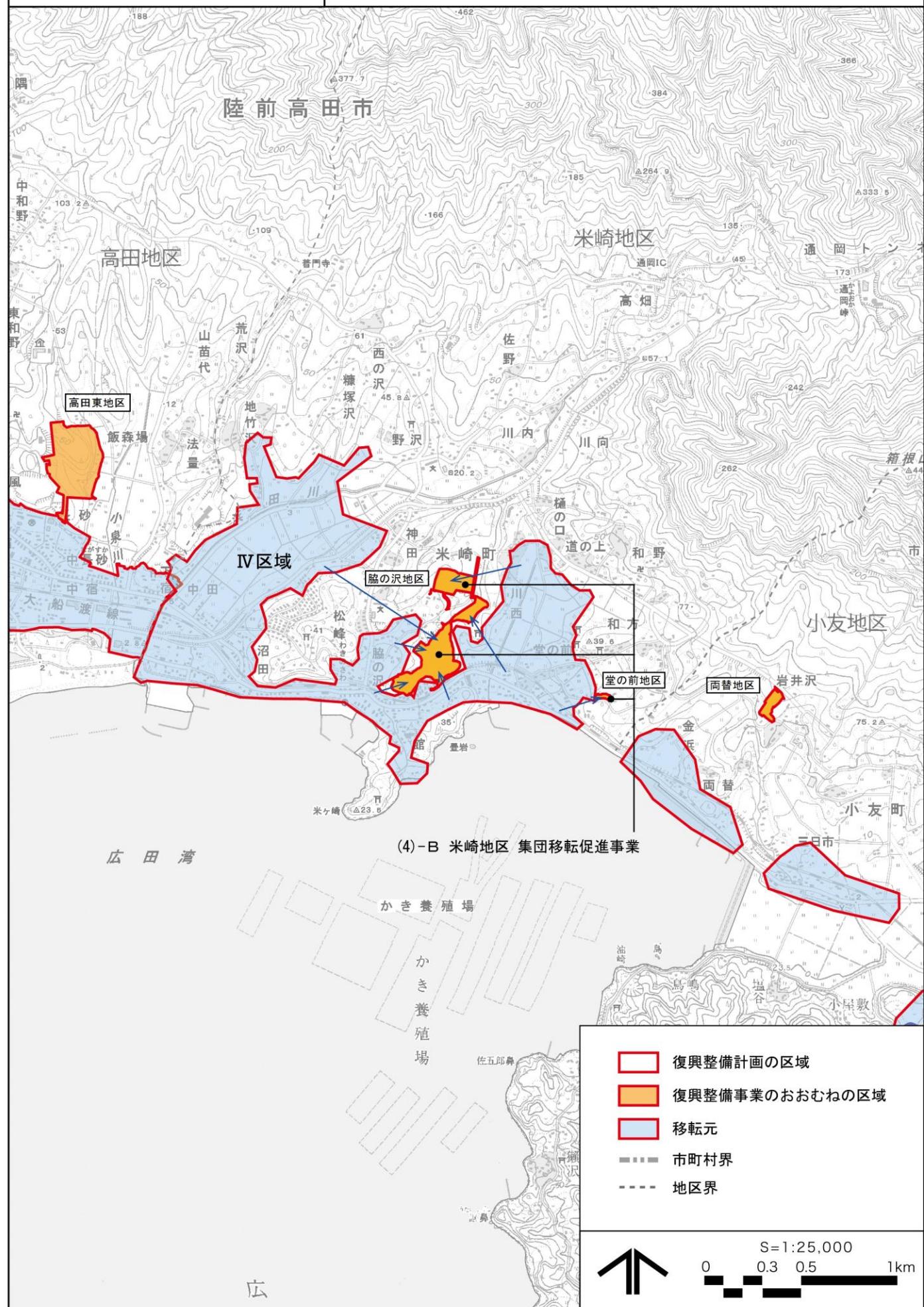
3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。

陸前高田市復興整備計画図

土地利用構想図

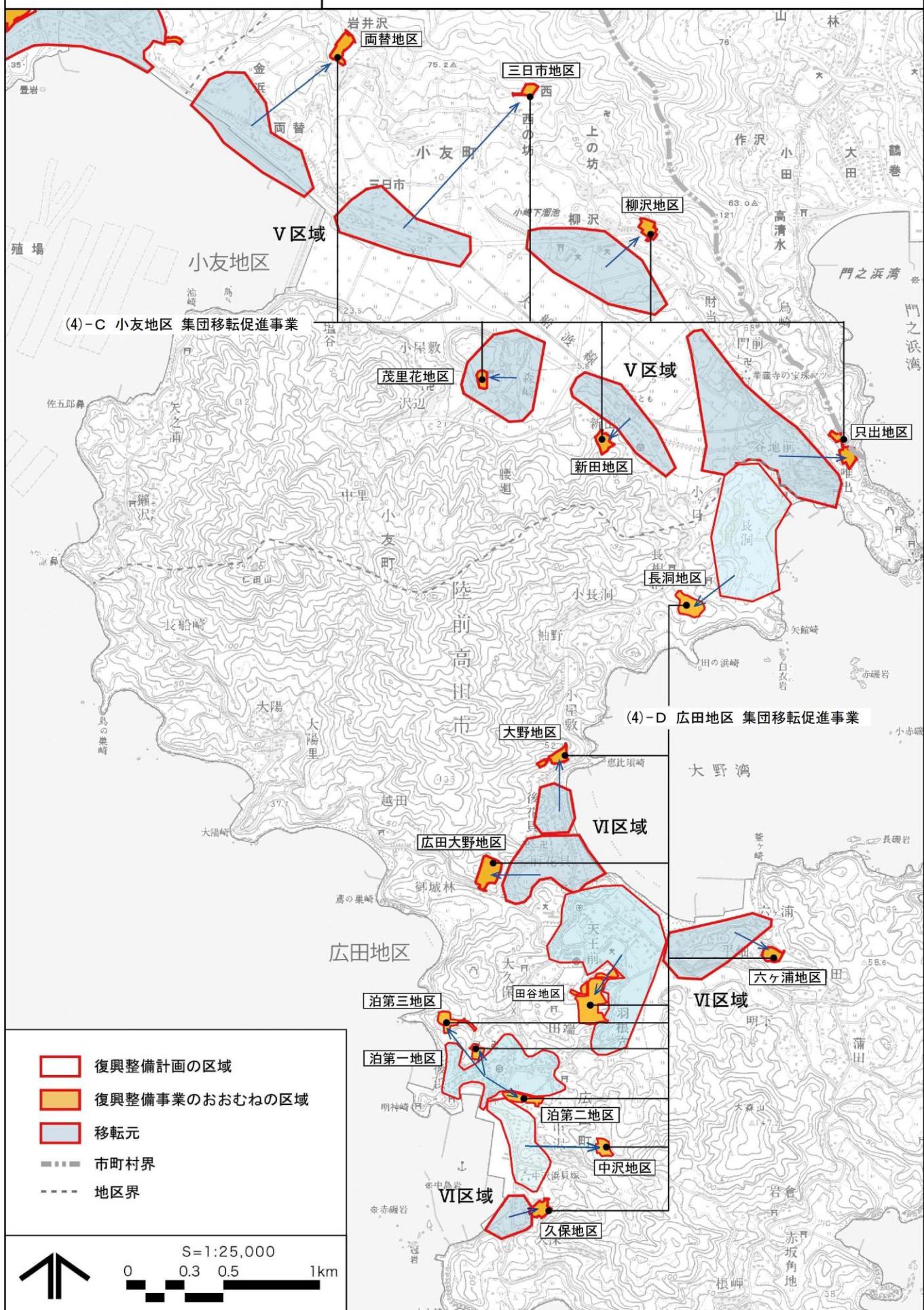


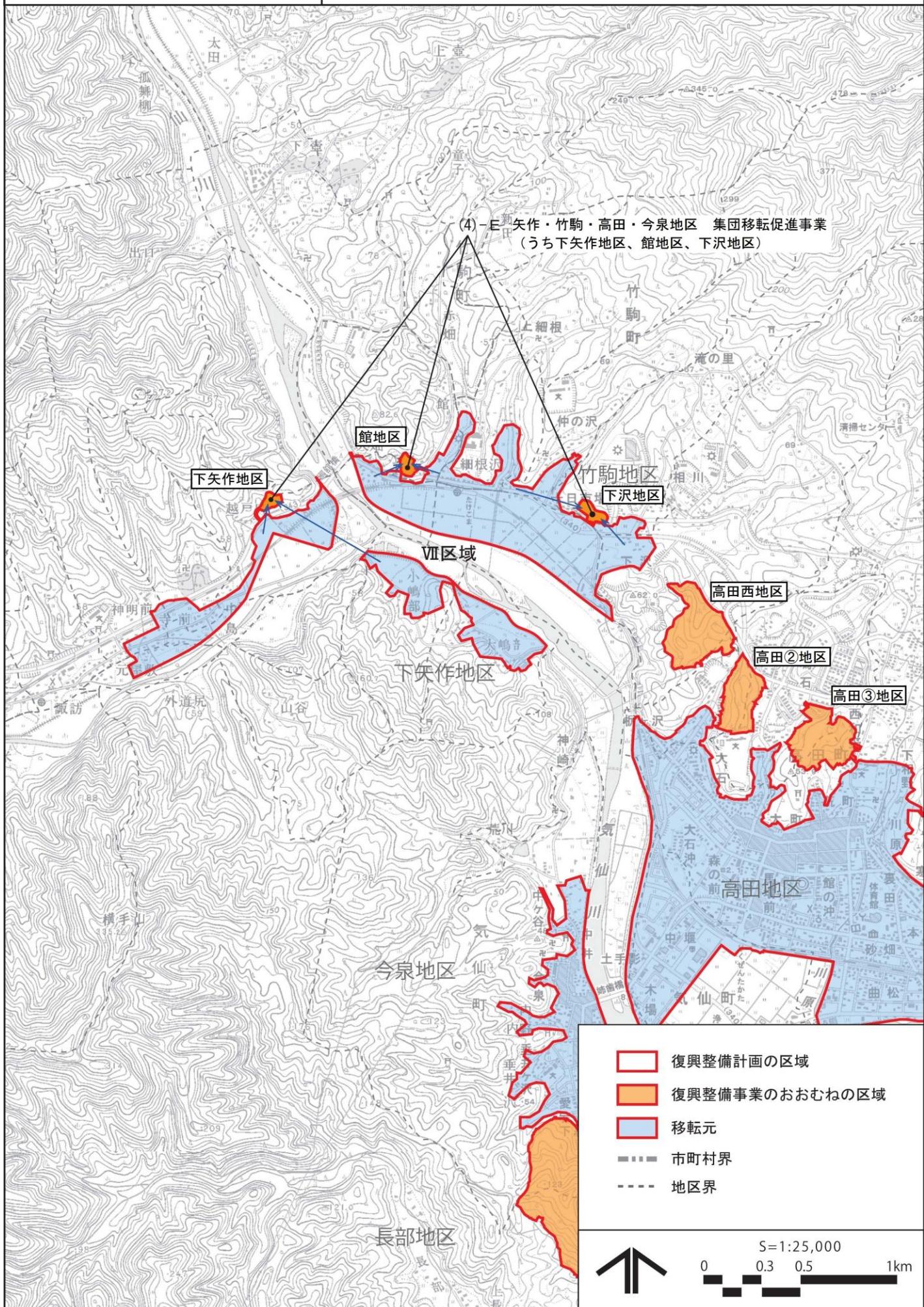




陸前高田市復興整備計画

復興整備事業総括図（3／4）





様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- 津波等による被害を受けた約383ha（市内水田作付面積の約7割）の農地については、早期に復旧、復興を図る。特に平地部の農地は、引き続き水稻を中心に、ほ場整備などによる農地の集約を推進するなど、生産性及び収益性の向上を図る。
- 全壊した総合営農指導センターや県農業研究センター南部園芸研究室を再整備し、本市農業振興の拠点施設の機能回復を図るとともに、太陽光型植物工場や生産開発型の大規模施設園芸団地の形成に向けた施設整備を推進し、新たな農業生産の実現を図る。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- 農地・農業用施設災害復旧事業による生産基盤の早期復旧を推進するとともに、東日本大震災復興交付金事業を活用した県営農業農村整備事業により、下矢作地区（26ha）、小友地区（111ha）の2地区（合計137ha）においてほ場整備を行うことで、農地の大規模化、面的集約及び経営の効率化を推進する。
- 集団移転跡地のうち、周辺農地との一体的な利用が可能な地区については、復興交付金事業を活用し農地整備を図る。
- 太陽光型植物工場及び大規模施設園芸団地については、浜田川地区（3ha）において復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農（操業）開始に向けた取組を支援するとともに、高収益作物の普及拡大を推進する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- 津波被害からの農地及び農業用施設の復旧を図るとともに、地域の合意形成を図った上でほ場整備を実施することにより、優良農地の確保及び拡大を図る。
- 住宅地等への農地転用は、被災前の状況を踏まえて必要最小限とともに、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等に伴う移転跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を図る。
- 復興整備計画区域内の農用地区域以外の農地については、積極的に農用地区域に編入することにより、優良農地の確保を図る。
- 農地の復旧・復興を行った農地は、復興整備計画期間が満了した後も優良農地として確保する。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- 津波被害を受けた農地383ha（田・畑）は、農地として復旧・復興することを基本とする。
- 被災住宅地等の集団移転先となる市街地復興土地区画整理事業の施行区域の農地5.5haは、住宅地としての土地利用を行う一方、周辺農地は、引き続き優良農地として利用する。
- 土地区画整理事業や防災集団移転促進事業などによる移転跡地のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な高田地区及び今泉地区の一部は、農用地区域としての整備及び利用について検討を行う。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

(別紙様式 1)

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積				事業主体	施行予定年度	予定人口(世帯数)の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					うち農地面積	うち農振地域面積	うち農用地区域面積					
(1)-A	今泉	市街地開発事業	住宅地	41.6ha	4.0ha	5.0ha	3.2ha	陸前高田市	H24～H29	750人(250戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元I(46.9ha)、非線引き都市計画区域用途地域内、1,306人(445戸) 移転跡地：公園、農地等
(1)-B	高田	市街地開発事業 (うち高田②地区) (うち高田③地区)	住宅地	14.0ha 5.9ha 8.0ha	0.4ha 0.1ha 0.3ha	0.2ha - 0.2ha	-ha	陸前高田市	H24～H27	500人(180戸)	非線引き都市計画区域用途地域外	移転元II(206.0ha)、非線引き都市計画区域用途地域内・外、5,486人(2,137戸) 移転跡地：公園、産業用地等
(4)-A	長部	集団移転促進事業 (うち月山) (うち上長部) (うち双六) (うち双六) (うち双六第2)	住宅地	7.6ha 3.4ha 1.2ha 1.2ha 1.0ha 0.1ha	2.8ha 0.5ha - 1.1ha 1.0ha 0.1ha	2.8ha 0.5ha - 1.1ha 1.0ha 0.1ha	2.3ha 0.5ha - 1.1ha 1.0ha 0.1ha	陸前高田市	H24～H27	374人(113戸)	非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外	移転元III(50.4ha) (移転促進区域14.6ha)、非線引き都市計画区域用途地域外、都市計画区域外、732人(228戸) 移転跡地：農地、水産業用地等

		(うち 要谷) (うち 福伏) (うち今泉地 区市街地開発 事業で造成分)		0.6ha 0.7ha (0.5ha)	0.5ha 0.7ha (0.1ha)	0.5ha 0.7ha (0.1ha)	0.2ha 0.5ha (0.1ha)				33人 (15戸)	
(4)- B	米崎	集団移転促進 事業 (うち 脇の沢) (うち 堂の前)	住宅地	8.7ha 8.5ha 0.2ha	3.9ha 3.8ha 0.2ha	3.9ha 3.8ha 0.2ha	2.9ha 2.7ha 0.2ha	陸前高田市	H24～H27	395人 (133戸)	非線引き都 市計画区域 用途地域 外、都市計 画区域外	移転元IV (144.3ha(移転促進 区域 26.5ha)、非線引き都市計 画区域用途地域内・外、966人 (307戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)- C	小友	集団移転促進 事業 (うち 両替) (うち 三日市) (うち 柳沢) (うち 茂里花) (うち 新田) (うち 只出)	住宅地	3.9ha 0.9ha 0.4ha 0.7ha 0.4ha 0.7ha 0.8ha	0.7ha 0.1ha 0.3ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha	0.6ha 0.1ha 0.3ha 0.1ha - - 0.1ha	0.6ha 0.1ha 0.3ha 0.1ha - - 0.1ha	陸前高田市	H24～H27	186人 (56戸)	都市計画区 域外	移転元V (106.9ha (移転促進 区域 13.4ha)、都市計画区域 外、622人 (213戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
(4)- D	広田	集団移転促進 事業 (うち 広田大野) (うち 大野) (うち 六ヶ浦) (うち 久保) (うち 長洞)	住宅地	9.9ha 1.5ha 0.7ha 0.6ha 0.7ha 1.2ha	1.9ha 0.1ha - 0.1ha 0.1ha -	1.3ha - - 0.1ha 0.1ha -	1.2ha - - 0.1ha 0.1ha -	陸前高田市	H24～H27	431人 (136戸)	都市計画区 域外	移転元VI (108.2ha (移転促進 区域 29.0ha)、都市計画区域 外、1,101人 (356戸) 移転跡地：農地、水産業用地等

		(うち 田谷) (うち 中沢) (うち 泊第一) (うち 泊第二) (うち 泊第三)		2.9ha 0.6ha 0.4ha 0.8ha 0.8ha	0.1ha 0.1ha 0.2ha 0.5ha 0.7ha	0.1ha 0.1ha 0.2ha - 0.7ha	- 0.1ha 0.2ha - 0.7ha					
(4)- E	矢作・ 竹駒・ 高田・ 今泉	集団移転促進 事業 (うち下矢作 地区、館地区、 下沢地区)	住宅地	2.5ha	0.5ha	0.4ha	0.3ha	陸前高田市	H24～H27	63人 (22戸)	非線引き都 市計画区域 用途地域外、都 市計画区域外、 443人(145戸) 移転跡地：農地、水産業用地等	移転元VII(135.7ha(移転促進 区域18.3ha)、非線引き都市計 画区域用途地域外、都市計 画区域外、443人(145戸) 移転跡地：農地、水産業用地等
計				87.7ha	14.1ha	14.1ha	10.4ha			2,666人 (875戸)		

※1 面積表記は小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄のうち、今泉地区市街地開発事業と長部地区集団移転促進事業による重複部分は 0.1ha を記載しているが、計には含めていない。

※2 高田地区的市街地開発事業並びに長部地区、米崎地区、小友地区及び広田地区的集団移転促進事業の面積表記は、高田地区、長部地区、米崎地区、小友地区及び広田地区的内訳を小数点第1位までの ha 表記に統一している都合上、「面積」、「農地面積」、「農振地域面積」及び「農用地区域面積」欄の計は一致しない。

2 調整措置概要

地区名：（1）－A 今泉 地区

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続又は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。								
農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況							
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	
	該当なし						
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策							
周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。							
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定							
事業の進捗に合わせ、農業振興地域及び土地利用基本計画の変更を検討する。							

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。

農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 団面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
	該当なし							

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。

農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。 三日市地区においては水田が含まれているが、農業用排水施設は事業地区外であり、併せて水田残地が生じないことから周辺農地への影響はなく、買収後においては周辺農地はすべて畠地であることから、周辺農地への排水に対する影響はない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。 農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。 久保地区においては一部水田の残地があるが、現在は畠地利用をしていることから影響はない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
今後、地域森林計画区域を変更する予定である他、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

地区名：(4)－E 矢作・竹駒・高田・今泉地区（うち下矢作地区、館地区、下沢地区）

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況								
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業 地区名	事業主体	受益 面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設	施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等		
	該当なし							
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策								
周辺地の汚水排水は農業集落排水に接続又は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。								
農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。								
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定								
今後、事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。								

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和44年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであつて、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成14年農村振興局長通知）の第3章の第2を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定期について記載する。

様式第9 法第49第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	市街地開発事業	高田地区 (高田③地区)	陸前高田市

図面記号								
(1)-B 地区	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分		
登記簿			現 態	農振法		農振法	都市計画法	
土地の所在等	陸前高田市 高田町字鳴石	102番1	畠	畠	1,335	農振地域外	非線引き都市計画 区域用途地域外	
	陸前高田市 高田町字西和野	4番	畠	畠	456	農振地域内・ 農用地区域外	非線引き都市計画 区域用途地域外	
	陸前高田市 高田町字洞の沢	2番	畠	畠	538	農振地域外	非線引き都市計画 区域用途地域外	
	陸前高田市 高田町字洞の沢	5番3	畠	畠	593	農振地域内・ 農用地区域外	非線引き都市計画 区域用途地域外	
	陸前高田市 高田町字洞の沢	5番6	畠	畠	550	農振地域内・ 農用地区域外	非線引き都市計画 区域用途地域外	
	計				3,472m ² (田 0 m ² 畠 3,472m ²)			
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、土地区画整理事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>生活雑排水については、新たに下水道を整備し、対応する予定である。</p> <p>耕作のために使用する通路については、必要に応じて付替えを行い、耕作に影響</p>							

を与えないように措置する。
造成区域から区域外への土砂の流出を防止するため、擁壁の設置や法面保護等の対策を講じる。

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	小友地区 (茂里花地区)	陸前高田市

図面記号 (4)-C 地区	土地の所在等	地 番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
			登記簿	現 態		農振法	都市計画法
土地の所在等	陸前高田市 小友町字茂里花	19番2の 一部	畠	畠	338	農振地域外	都市計画区域外
	計		338m ²	(田 0 m ² 畠 338m ²)			
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>造成区域から区域外への土砂の流出を防止するため、擁壁の設置や法面保護等の対策を講じる。</p>						

様式第9 法第49条第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において2ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	広田地区 (久保地区)	陸前高田市

図面記号 (4)-D 地区	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (m ²)	土地利用区分	
			登記簿	現 態		農振法	都市計画法
土地の所在等	陸前高田市 広田町 字中沢	261番1の 一部	田	畠	280	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	263番 の 一部	畠	畠	41.55	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	281番1の 一部	畠	畠	73	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	284番 の 一部	畠	畠	342	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	286番 の 一部	畠	畠	58	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	287番 の 一部	畠	畠	196	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	288番 の 一部	畠	畠	384	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外
	陸前高田市 広田町 字中沢	289番 の 一部	畠	畠	1.30	農振地域内・ 農用地区域内	都市計画区域外

	計	1,375.85m ² (田 0 m ² 畑 1,375.85m ²)
転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除 施設の概要	<p>周辺地の汚水排水は浄化槽で対応予定である。また雨水排水についても、道路用側溝に接続するため、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>農業用水については、幹線用水路は事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響はない。また農業排水についても、事業地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>久保地区においては一部水田の残地があるが、現在は畠地利用をしていることから影響はない。</p> <p>造成区域から区域外への土砂の流出を防止するため、擁壁の設置や法面保護等の対策を講じる。</p>	